

目次 岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則（県例規集登載）

◎岡山県規則第二十三号

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則

岡山県屋外広告物規則（昭和四十一年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の次に次のように加える。

七の二 公益的施設等への広告で、広告料を当該公益的施設等の設置又は管理費用に充てるものの禁止地域適用除外・許可基準

別表第二の許可基準を満たすこと。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。